

銀行代手業務の理論と實際

金 井 健 四 郎

所謂代手は爲替業務の一つとして何れの銀行も極く低廉な料金を以て顧客に便宜を與へてゐる。而して今後一般經濟界に於て手形取引が盛んになるにつれて益々銀行の代手業務を利用することになることと思ふ。一體送つた品物の代金を回収する方法としては集金人を派遣し、或は鐵道、郵便局を利用する代金引換の方法或は銀行による荷爲替を取組む等色々あるであらうが、現今では銀行の代手として取立方を委任するのが最も經費も安く簡便と考へられてゐるので、此の方法を利用する者が非常に多くなつてきた。そこで銀行の代手係は毎日無數の此等の取立手形を取扱ふのであるから、當然其間色々の問題が起つてくるわけである。此處に代手の取扱に關する要點の實際と此に關する理論を考察する必要が生じてくる。

代手を一般の分類法に従つて區分すれば當所代手と他所代手となる。謂ふまでもなく、其の名

稱が指示する如く前者は受任銀行の立場から見て、其地に於て支拂を受くるものであり、後者は支拂地が他の土地であり、従つて他地銀行へ送附して取立てられるものである。代手を大きく分てば右の二つになるが、當所で支拂を受くる代手即ち當所代手の中にも當地(受任銀行所在地)の顧客の依頼によるものもあれば、他地銀行より取立方を委任されて送附を受けるものもある。又支拂地が他地である所の他所代手に付て見るも當地の得意先より他所渡手形の取立方を委任されるものもあれば、他地銀行より他所渡りの代手を轉送取立方を依頼される場合もある。今他地銀行より取立のため送附されることを被仕向と云ひ、他地銀行へ取立の爲め送附することを仕向と稱するものとして、此等の代手を分類すると次の如くなる。

- A
- 一、當所被仕向代手
 當所代手
 - 二、當所代手
 當所代手
 - 三、他所仕向代手
 他所代手
 - 四、他所轉送代手
 他所代手

諸種の代手の中其の大部を占むるものは他地銀行より仕向られたるものと、他地銀行へ仕向くるものである。従つて前掲(一)と(三)が實際上最も多數を占むるものであるから、此點を規準にして代手

を分類する見ると次の如くなる。

B 一、被仕向代手（當所取立のため他地Bより送附されたるもの）

二、仕向代手（當地得意先の依頼により他地銀行へ取立のため送附するもの）

三、當所代手（當地得意先の依頼により當所で取立るものにして主として手形交換所經由のもの）

四、轉送代手（他地銀行より送附されたるものを更に支拂地の銀行へ送附するもの）

（此等の名稱は必ずしも一般に用ひられてゐるものとは一致せず、論述の便宜上附したるまでにすぎない）

又其他標準の定め方により種々分類し得られると思ふ。扱當所代手の多數は他地銀行より仕向けられたる(一)の被仕向代手であり、他所代手の多數は他地銀行へ仕向ける(二)の仕向代手である。従て(A)にあげた當所代手、他所代手による區別より(B)の仕向代手、被仕向代手による區分の方が實際の取扱上便宜の様に思ふ。故に茲には主として被仕向代手と仕向代手を中心にして代手取扱の要點を述べやうと思ふ。

被仕向代手 (被仕向當所代手)

他地銀行より代手として送附されたるものを具象的に分類すると次の如くである。

甲種。當座小切手、送金小切手、支拂命令、約束手形、爲替手形(引受濟)

配當金領收證、利札等。

乙種。爲替手形(引受未濟)、荷付手形(貨物引換證或は有價證券添附のもの)

右の中申すまでもなく甲種にあげたものは、一覽拂若くは所定の期日に於ける支拂確定時のものであつて、假令それが不渡となるも速やかに處理さるべき等のものである。此は取扱上支拂の難易に付て具體的に考へると次の如くである。

A 手形交換所經由決済のもの。

小切手、配當金領收證、利札、交換所組合銀行が支拂場所に指定せられてある手形(交換經由手形)等。

B 然らざるもの。

(イ) 自行當座小切手、自行宛送金小切手、自行市内支店宛小切手類。

- (ロ) 手形交換所に加盟してゐない銀行を支拂場所に指定せる手形、或は其銀行宛小切手等。
- (ハ) 當座勘定取引特約により當座口より直接に支拂手形金を引落するもの。
- (ニ) 右の特約なく、従つて支拂人の來行拂込によるもの。

a 取引ある者

b 取引なき者

(ホ) 自宅拂のもの。

右の中交換經由のものは最も迅速明快に決済されるものであつて、たとひ不渡となることあるも支拂場所銀行より返還される際、添附される所の附箋其他により期日に支拂場所に呈示したることが分明であり、其の支拂拒絶理由に基き速やかに適當なる處理をなすことが出来る。

次に交換經由に非るもの、(イ)の自行宛小切手や、自行市内支店宛の小切手は夫々の係を経て即刻處理されるのが普通であるが、(ロ)の手形交換所に加盟してゐない銀行へ取付するものは、其の實質は交換經由のものと同等差異なかるべき筈であるが、手形交換所經由のもの、如く不渡處分其他の嚴格なる規定の範圍に於て行はれぬものなれば、實際には満期日の當日に於て決済されぬものが往々見受けられる。併し理論上は該行のなす支拂拒絶附箋或は、小切手面になされたる支拂拒絶文

句に基いて速やかに處理し得べきものである。

當座勘定取引契約に於て約手、或は引受濟爲替手形を以て支拂人の當座勘定より直接に引落す特約あるものは多くは銀行と密接の取引關係にあるものにして、期日に支拂人の當座勘定より手形金額を引落せばよいのであるから其の決濟は容易である。

又此の特約のないものでも銀行と取引あるものは、豫ねて案内してある支拂手形が期日に至れることを一應告知することにより容易に決濟されるのであるが、取引關係なき者にして銀行を支拂場所に指定せるものゝ多くは、満期日の當日に於て決濟されることが少い。此の場合實際の取扱としては其の手形が仕向銀行に於ける割手であるか、代手であるか、又仕向銀行及び支拂人の顔振れによる取引振に徴して臨機の處置に出るのであるが、理論上は「……の理由により支拂場所たる當銀行に於て決濟に至らず候也」(銀行研究第十七卷第四號二八〇頁)の附箋を附して適宜に處理し得べきものである。

自宅拂のもの即ち手形の支拂場所を自宅となせるものは、銀行金融の發達せる都市に於ては殆んど不渡を豫告せるものに等しい。何故かならば、現今相當の資力信用ある者は何れかの銀行に取引を有し、手形類の入金支拂は必ず銀行を通して行はれるのが通常であるから、手形交換所を経て決濟

されるのが常である。従つて自宅拂の手形は一應は資力信用なき者の振出すものと考へられるか、若くは銀行と取引ある相當の信用を有する者に於ても、二十日或は三十日の如き一般商人の勘定決済日に支拂手形が輻輳する場合、之を交換經由によつて一時に決済されることの手許逼迫から逃れるため、支拂の時日に多少の餘裕を残す意味に於て自宅拂とすることが往々見られる。或は仕入先の出張員の請求により手形の満期日に支拂意思或は資力なくして、唯一時を糊塗せんがために自宅拂の手形に引受して渡す場も屢々ある。要之、自宅拂の手形は概して不良のもの多きを以て代手係は速やかに適宜の處置に出でなければならぬ。

次に乙種に掲げた引受未済の爲替手形を見るに、此は荷爲替による取引を屈辱とする場合に多く見られるもので、概して相當資力信用ある者に品物を送付し、此に對する代金を後から手形金額として取立に送付し來る場合である。當地方に出廻るものでは製網店に係るものが最も多い。此は荷物引取後に於ける引受未済の手形であるから兎角延引し勝である。又かゝる爲替手形の振出其ものに於て見るも、當事者間の協定に反して満期日を近く、或は手形金額を多額にしてあるために支拂人に於て返却方を申出、或は金額期日に關し交渉中に付支拂の延期を申出ることが可なり多い。従つて支拂の難易の點から見れば先づかゝる引受未済の手形は最も長く延引し勝のものであるから、

代手係は當事者間の取引振に徴して適宜に結末をつけべきものである。此は主として代手係の技能熟練に俟つ所が多い。

次に荷付の爲替手形である。此は①問屋筋（或は大商店）が自己の得意先へ品物を直ちに轉賣する目的で買付したる場合と、②一般商人が自家用仕入品として買付したる場合とに大別される。前者は所謂荷爲替手形（荷爲替）と實質上等しいもので、唯其の形式が代手の形をとれるのみであるから其の決済は速やかであるが、後者は支拂人の金融状態により延引するものが少くない。何れにせよ荷付の代手は賣買契約による送荷に基いて振出される場合が普通であるから、遅くとも必ず決済さるべきものであるが、往々手形金額の相違或は注文外の送荷により支拂の圓滑ならざるものもある。

此の荷付代手の中にD/A式のものがある。此は支拂人が引受をすれば附屬書類を引渡し満期日に其の拂込を受けるものであるが、此は手形面或は附箋を以つて特に依頼銀行の申出あるものなるか、或は手形面のD/Aの記號に依頼人の認證あるかを一應注意する必要がある。又此種の手形の取扱上手形を持出して引受を求めるとき、其の引受の形式及び支拂場所の記號に付て特に注意を要する。つまり引受が完全に行はれて期日に交換經由で、直ちに決済し得る様な手形になればよいのである。

諸々の代手が各依頼銀行より仕向けられると、代手係は其の到着報告を發して取立委任に應じた
ることを示すと同時に、支拂人に對しては其の手形金額、満期日、依頼人、取組銀行、支拂場所、
附帶書類等支拂手形の要點を記載したる手形拂込の案内書を發し、上述せる諸種の點に注意して夫
々手數をとりたる上、満期日に拂込を受けたる際、依頼銀行に代手入金報告を發することになるが
乙種に掲げたるものは引受未済のもので、未だ支拂人に於て手形金の支拂義務を生ぜぬものである
から兎角延引し勝である。此を敏速に處理し取立効率を上ぐるには、平常よく手形當事者間の取引
關係を知り、支拂人の支拂振に注意してゐなければならぬ所であつて、代手係の熟練を要する點で
ある。

不 渡 手 形

約手或は引受済爲手が期日に不渡となれば直ちに適宜處理さるべきことは前に述べたる所である
が、此の際かねて手形の保全行爲を依頼されてあるものに付ては不渡電告或は支拂拒絶證書の作成
其他の手續を採つて返却するのであるが、此場合依頼銀行の手形権利の實行に支障を生ぜぬ様にす
るため、自行に宛てゝなされたる取立委任の裏書を抹消するか、或は戻裏書を必要とするかの疑問

に立當るわけであるが、此は我國の判例及び慣習ともに、何れの手續をも要せざることを認めてゐる(銀行判例第二卷第三號及び第一卷第二號)。此によれば取立委任の裏書をなしたる場合は裏書人が依然として手形の権利者であるから、其の手形の占有の恢復によつて必ずしも逆裏書を必要とせず、自ら其裏書を抹消して所持人たる資格を恢復し得るものであつて、之を以て裏書の連續を缺くものに非ずとしてゐる。又取立委任の裏書のみならず、取立委任の目的を以て所謂信託裏書をなしたる場合にも戻裏書を必要とせぬことになつてゐる。信託裏書の場合は委託者と受託銀行間の關係は取立委任の目的を以てする裏書であるが、裏書の形式上一般裏書と差異がないから、第三者に對する關係に於ては、絶對移轉の効力を生ずるものなるを以て、只單に事實上手形の占有を恢復したるのみでは手形權利を行使する際連續性を欠くことになり、従つて戻裏書を必要とする如く考へられるが、判例及び學説は共にかゝる手續を要せぬことを認めてゐる。即ち大審院の大正十二年(オ)第五九號の同年三月八日の判決要旨によれば、「取立委任ノタメ爲替手形ノ裏書讓渡ヲ受ケタルモノガ其ノ手形ノ支拂ハレザリシタメ之ヲ裏書人ニ返還シタル場合ニ於テハ裏書人ハ所持人ヲシテ必ずシモ逆裏書ヲナサシムルコトヲ要セズシテ何時ニテモ自ラ裏書ヲ抹消シテ所持人タル資格ヲ恢復スルコトヲ得ベキガ故ニ該抹消ノ爲メ裏書ノ連續ヲ缺クモノニ非ズ」とある。

次に自行が支拂場所となれる代手が不渡となれる場合であるが（前掲甲種Bノ（ハ）ト（ニ）ニ當ル代手）此は交換所持出手形の返還附箋に見られる如く、一般には左の如き文句を記載したる附箋をつけて仕向銀行へ返却するやうに思はれる。

本手形支拂ノタメ呈示相成候處左記理由ニヨリ難支拂候也

一、理由 何々

年 月 日

株式會社 何々銀行

代表者 何 某 印

本手形呈示相受候處取引無之（或ハ資金不足ニ付）候ニ付
難支拂候也

併し乍ら卑見を以てすれば「云々の理由により支拂場所たる當銀行に於て決済に至らず候也」の意味を有する附箋が正當ではないかと思つてゐる。此の問題に付ては同様の意見が西繁數氏によつて詳細に論ぜられてゐる（銀行研究第十七卷第四號）。筆者は必ずしも其の論旨の悉くに付て賛成す

るものではないが、同氏の所論の要旨は手形行爲上の正當の代理人でもなく、支拂擔當者或は參加支拂人或は豫備支拂人でもなく、單に「手形の支拂場所として指定せらるゝに止るべき筈の銀行が何時の間にやら手形の支拂と早替りして」、「云々の理由により難支拂候也」と云ふ附箋をつけるのは「可笑しい話し」ではないかと云ふのである。併し交換經由手形に於て銀行と支拂人間の代理關係の有無に付ては異論の多い所であり、又返還附箋に右の如き文言を記載するに至つたことに付ても理由の存する所であるから、一概には同氏の如く斷じ得られぬ所と思ふによつて、此點に關する評論は他の機會に譲るとして、茲に述ぶる所の交換を經由せざる代手の不渡返却に關する範圍のみに於ては右に述べたる如く、「當行に於て難支拂候也」よりも「支拂場所たる當行に於て決濟に至らず候也」と云ふが如き客觀的態度に出る方が至當ではないかと考へるのである。

仕向代手（仕向他所代手）

顧客より代手の取立依頼に應ずる場合、原則としては、依頼人が自行に當座勘定取引を有することを前提とすることが通例の如くである。尙特別當座預金を有する者に對しても當座勘定取引に準じて代手の取立依頼に應ずることがあり、稀には此等の取引無き者に對しても事情により其の依頼

に應ずることもあるが、原則として無取引者を斷るのが現今銀行界の通例の如くである。それは代手業務が今日の如き低廉なる手数料収入の時代にあつては、得意先に對する恩惠的奉仕てふ消極的効果の外、それ自體に於て銀行の収益増進に與るものでないことが、銀行業務研究家の原價計算上明らかになされてゐるからである。

そこで得意先より代手取立の依頼があれば先づ手形其のものゝ形式に付て吟味する必要がある。此は善良なる管理者の注意を以て受任義務を遂行する上に第一に大切なことであるからである。振出人の印證、附屬引換證に於ける發行代表者の署名、印紙添附の有無、裏書の完備、無實の支拂場所銀行名等に通つて注意を要する。又不渡の際支拂拒絶證書の作成方を依頼される分に付ては、仕向先に於て、公證人或は執達吏役場が存在せず、ために事實上此の手續をとり得ぬものがあるから此點を考慮して、不可能のものに付ては依頼を受ける際、豫め依頼人の諒解を受ける必要がある。

次に重要なのは依頼された代手の入金後の處理の仕方である。此は先にも云へる如く、代手業務は得意先の依頼にかゝるものが通常であるから、入金の上は其者の預金口座へ振替へられるものゝ如く考へられるのであるが——又それが多くの取引慣習でもあるが——理論上は必ずしもそう簡單ではない。即ち此は得意先と銀行とが結ぶ取立委任の契約の中に其の入金額を當然預金に振替へる

ことの契約が含まれてゐるか否かと云ふ問題である。代手入金額が預金に振替へらるれば、それは一般預金と等しく銀行の所有に歸する代り、銀行は預金債務を負ふことになる。預金に非ずとすれば、それは依頼人の所有にかゝるものを一時預る保管金であると云ふことになる。つまり代手入金額は預金であるか、保管金であるかが問題の點であり、此に付ては異論の多い所である。勿論此の點に關して豫め代金取立委任契約に於て特約がしてあれば問題はない。東京地方裁判所の大正十五年七月八日の判決要旨は銀行の取引慣習上代手入金額の預金振替を認めてゐる。然るに這般の金融恐慌當時に起つた事件に關聯する、大阪區裁判所の昭和三年七月二十五日の最近の判決要旨によれば、「銀行が金錢取立ノ委託ヲ受ケ其ノ金額ノ取立ヲ了シタルトキハ其ノ取立ニ係ル金錢ハ取立委託者ノ所有ニ屬シ、受託者ハ唯委託者ニ代リテ之レヲ占有スルニ過ギザルモノトス……」として取立代金は預金債務其物とは、其性質を異にする別箇の觀念であると云ふ趣旨の判決を下した。従つて今日では代手入金額は特約なき場合、當然には預金關係を生ぜぬものとの解釋に立つてゐるのである。

代手入金額が預金であつても保管金であつても、平時通常の場合にはあまり問題とならぬが、一度双方の間に協調を欠くに至つた場合は種々紛争を惹起することがある。例へば前掲大阪區裁判所の

判決は破綻銀行が和議手續によつて整理をした場合、其の取立金を一般預金と同様に取扱つたことに對し、委託者がそれを不當として訴へたものであつた。故に本來ならば、取立契約の附隨契約として、之れに關する特約を結んでおくのが一般銀行界の慣行であるとされてゐるが、必ずしもかゝる手續をとらぬ銀行も多い。兎も角代手係は此の心得を以て受付の際顧客に善處せなければならぬ。

上述の手續を終ると手数料を拂込ましめて代手通帳、或は預り證によつて代手の依頼に應じたることを證するのであるが、茲に代手の預り證とは一方に於て顧客の側から見れば、銀行に代手を預けた領收證の意味を有すると同時に他方銀行の側から見れば、代手入金額として顧客に代つて保管する別段預金を拂渡した出金傳票の意味を有してゐる。即ち銀行から見れば、預り證面に依頼人の領收の認印を得て之を回収すれば、代手取立額を其の保管したる別段預金から確かに預金口座へ振替へ或は現拂したことの領收證なのである。従つて理論上は代手が入金になれば、顧客に宛て、發したる代手入金通知書（取立手形受入通知書）と代手預り證（又は代手通帳）を持參せしめ、裏面に依頼人の領收認印を得て預り證を回収し、或は通帳なれば、かねて記載されてある代手依頼額の入金欄に入金日を入れて之を消込みたる上別段預金より預金口座へ振替へ或は現拂すべきであり、且つ持參せしめたる代手入金通知書を照合して同人の當座入金帳へ記入すべきなのであると思ふ。

之は理論上の手續であるが、實際には業務政策と事務能率を考へて行はねばならぬのであるから、かゝる厳格な手續をとらなくても大なる支障を來さぬならば、各銀行の方針に従つて適宜なる取扱をなせばよいのである。

代手入金通知書に印紙添用の必要の有無に付ては、銀行研究第十七卷第一號西繁數氏所論に詳細に説かれてある。

轉送代手と當所代手

右に述べたる仕向代手と被仕向代手の外に所謂轉送代手と、當地の得意先の依頼にかゝる當所拂の代手とがある。前者は被仕向と仕向との兩面を合せ有するもので、特に論ずる必要はないが、此は仕向銀行の依頼によつて支拂地のコルレス先へ更に轉送して取立方を委任するのであるから、當所拂の被仕向代手の場合の如く適當なる直接の監理が困難であり、多くは轉送先銀行の努力に待たねばならぬものである。従つて自行は主として所謂中間行爲をなすに過ぎないのである。後者は専ら手形交換所を経由する簡便な取立を得んがため、當地の得意先より依頼されるものであつて、最も迅速確實に決済されるものである。

代手の銀行業務上の位置

代手の事務取扱に關する要點の大略を右に述べたが、此が銀行業務上如何なる立場にあるかを次に考察して見やうと思ふ。

代手は古くは預金課の附隨的な事務と考へられてゐたこともあるが、現今では爲替業務の一部をなす獨立した事務と解釋されてゐる。そこで代手のみならず、一般爲替業務其ものが今日如何な銀行業務上の立場にあるかを見るに、最も繁雜なる手数を要するにも拘らず、其の収益率は極めて僅少ななるもので、之を精密に諸種の經費を割當て、原價計算をすれば、殆んど収益がないどころか、却つて諸經費の方が大であると考へられてゐる。蓋し、爲替諸手数料の無報酬主義或は實費主義から合理的報酬主義へ推移しつつあることが、此の間の消息を傳へてゐるものである。

曾て銀行業務が創設された當時は爲替事務の諸手数料は現今よりも可なり大きかつた様である。従つて爲替事業は一つの重要な収益部門として營まれてゐたことは、銀行局の田尻稻次郎博士が明治二十七年に各地方長官に示達せる設立目論見書標準文書様式の中に記載されてゐるところによつて明瞭である（明治財政史第十二卷六二〇頁、銀行研究第十六卷第一號）。然るに銀行が其後多數

創設されて競争が猛烈となるに及んで、爲替事務は専ら顧客吸引或は取引者に對する奉仕として、反面に於ける預金増加其他の間接的結果を期待する所の、所謂附隨的業務の性質を帶ぶるに至つたのである。即ち今日銀行の爲替業務を説く者は概ね爲替業務は該銀行の取引者のために送金並びに取立の便益を與ふるを以て預金を増加し、直接間接其營業に利する所尠少なからざるが故に營業上極めて重要な役用を果すものなりとの所論に一致してゐる如くである。即ち銀行の爲替業務は一面取引者に對する奉仕であると同時に、他面それによる銀行の直接或は間接の利益を計るものとされてゐる。例へば曾て送金或は當座振込(取引者の依頼にかゝるもの)は手数料なしに取扱へることあり、又之れを徴收するとするも僅々五錢程度の手數料を以て取扱つたのである。然るに其後益々取引者の銀行爲替取引を利用することが旺んになつて事務取扱の方法も複雑となり、一方銀行業務の變遷につれて、從來の如く爲替取引に間接の莫大なる利益を期待し得られなくなつてきた。一體公平に見て現今「取引者は銀行爲替業務の恩恵になれ、今尙果して感謝の念慮によつて圓滿なる取引を繼續してゐるであらうか」(銀行研究十六ノ一、一五五頁)。又取引者は各自の預金額に正比例して爲替を利用しつゝあるであらうか。精密な原價計算の結果は爲替業務は損益計算書面に表れない資金中間利益を計上して尙其の直接經費の約三割六分六厘を得るに過ぎないとされてゐる(銀行研

究第十六卷第一號一七七頁)。

爲替業務の損益分解に付て西澤氏の詳細な研究(前掲同誌)があるが、代手に付て筆者が極めて粗朴に一考した所でも其収益上の効果は甚だ薄いやうに思ふ。

先づ仕向代手が入金になれば當方口預けとなつて、之を回収する迄の間安いコルレス利息が得られ、入金報告の到着と同時に預金へ振替へて預金利息を支拂ふわけであるが、代手一通の平均額は普通二、三百圓位と假定すれば、現行爲替尻預ケ利息の計算單位が一千圓となれる結果、一通の取立は些かの利息の收受も出来ぬ場合もあるであらうし、爲替尻預ケ金の回収に不便な銀行に對しては却つて不利益を來たす場合もあるであらう。

又被仕向代手の場合は拂込預り金の回収を受くるまでの資金運用上の利益があるが、之とても爲替尻の付替其他の方法により速やかに回収され、交換經由手形以外のものは案内狀の配付、督促、交渉等頗る煩雜な手数を要し、殊に不渡となる場合支拂拒絶證書の作成其他の保全行爲を依頼される分に付ては、可なりな手数を要するものである。

爲替尻の運用によるコルレス利息なるものは、銀行間の内的關係であつて、爲替利用者より收得する積極的な収益ではない。従つて各銀行が付替其他の方法により常に爲替尻の敏速なる調節に注

意するならば、理論上は極めて一方的取引に偏せる銀行の場合を除き、相互に收支相殺されて収益増加の手段にはならぬ筈のものと思はれる。即ち爲替取引上の無貸越原則が漸次容認せられ、爲替尻残高の存置が不利益として絶へず敏括に回収せられ、往時の如く爲替資金の放資による利得にあまり期待をかけなくなつてきたやうに思ふ。爲替利息は寧ろ末端的に生ずるのであつて、現行爲替取引の状態を基準として考へるならば、漸次無貸越、無利息主義に進展するのではないかと見られてゐる。現在爲替尻の預け利息を附さない銀行もある。従つて送金、當座振込、代金取立等の爲替取引が現在の如き低廉な取扱手数料に甘んじてゐるならば、それは取引者への奉仕による消極的利益か、或は一般經濟奉仕と云ふ以外營利會社としての銀行の積極的収益増加の意味を有たぬものと解釋されてゐる。而も此の利益尠き爲替事務が非常に複雑なる手数を要し、諸經費の負擔が最も大であるとするれば、將來は何等かの方法、形式に於て必ずや自らの經費は自ら償ふ程度の合理的な取扱手数料の増収を見るに至るであらう。現時の状況では銀行の爲替事務は一の附隨業務たるを免れぬ。即ち原則としては銀行取引者の依頼にかゝるものを主として取扱ふものであるから、取扱手数料は多く實費主義に出でゝゐると解釋されてゐる。例へば何拾圓の代手も何萬圓の代手も附屬書類のなきものは一様に二十錢の安い料金を以て扱つてゐる如くである。従つて現在では代手は實費を

以て顧客の依頼にかゝる受任事務の忠實なる遂行に過ぎないから、此を他の銀行自らの危険と利益に於て營む割手や荷手に比し、扱方が緩漫になり勝ちなのは免れ難い。併し今後益々手形取引が旺んになるにつれて、銀行の爲替取引を利用することも頻繁となるに及んで、銀行業務も自ら變遷して代手や其他の爲替事務も獨立した重要な収益源泉として自行の取引者の依頼にのみ應ずるのみならず、相當な報酬を以て一般顧客の需めに應ずる様になれば、代手事務も其の重要性と従つて經濟的能率を増してくるわけである。

理論としては各銀行が加盟して銀行間の一切の爲替取引の勘定計算を處理する爲替計算所の如きものが設置され、他面爲替手数料が合理的に改善されるのではないかと考へられる。

(一九二九—一〇—二八)

